団指金第８８４号
令和８年１０月１日

関係機関の長　殿

大分県農林水産部
団体指導・金融課長
（公　印　省　略）

大分県農業近代化資金融通措置要綱第２のⅠの４の（１）イ及び
Ⅱの４の（１）イの知事が承認する経営規模について（通知）

上記のことについて、別紙のとおり定めたので通知します。

【担当】管理・金融班　後藤（内線：3610）
TEL：097-506-3613　FAX：097-506-1760
E-mail：goto-yoshie@pref.oita.lg.jp

大分県農業近代化資金融通措置要綱第２のⅠの４の（１）イ並びに、同Ⅱの４の（１）イの知事が承認する経営規模は次のとおりとする。

Ⅰ　高度化資金（第２のⅠの４の（１）イ）

この知事の承認は、おおむね次に掲げる規模を勘案し行うこととする。

ただし、原則として法人化を検討するものとする。

(ｱ)　酪農経営にあっては、その常時飼養する頭数が 70 頭以上であること。

(ｲ)　肉用牛経営にあっては、その常時飼養する頭数が 50 頭以上であること。

(ｳ)　養豚経営にあっては、その常時飼養する頭数が 120 頭以上であること。

(ｴ)　養鶏経営（採卵）にあっては、その常時飼養する羽数が成鶏 3,000 羽以上であること。

(ｵ)　養鶏経営（採肉）にあっては、その常時飼養する羽数が 5,000 羽以上であること。

(ｶ)　果樹園経営にあっては、その経営する樹園地の面積が 1 ヘクタール以上であること。

(ｷ)　施設園芸経営にあっては、その経営する施設園芸の施設の実面積が 50 アール以上であること。

(ｸ)　水田作経営（水稲、麦、大豆等）にあっては、その経営する水田の面積が 10 ヘクタール以上であること。

(ｹ)　露地園芸経営（果樹園経営は除く）にあっては、その経営する露地園芸の面積が 9 ヘクタール以上であること

Ⅱ　一般資金（第２のⅡの４の（１）のイ）

(ｱ)　酪農経営にあっては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。

(ｲ)　肉用牛経営にあっては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。

(ｳ)　養豚経営（肥育）にあっては、その常時飼養する頭数が120頭以上であること。

(ｴ)　豚経営（繁殖）にあっては、その常時飼養する頭数が40頭以上であること。

(ｵ)　養鶏経営（採卵）にあっては、その常時飼養する羽数が成鶏3,000羽以上であること。

(ｶ)　養鶏経営（採肉）にあっては、その常時飼養する羽数が5,000羽以上であること。

(ｷ)　果樹園経営にあっては、その経営する樹園地の面積が1ヘクタール以上であること。

(ｸ)　施設園芸経営にあっては、その経営する施設園芸の施設の実面積が10アール以上であること。

(ｹ)　水田作経営（水稲、麦、大豆等）にあっては、その経営する水田の面積が５ヘクタール以上であること。

(ｺ)　露地園芸経営（果樹園経営は除く）にあっては、その経営する露地園芸の面積が３ヘクタール以上であること